

もっぴいはい 火を消すまでは まあだだよ  
3月1日(日)～3月7日(土)

# 春季全国火災予防運動



問い合わせ 消防本部・署 ☎0119

## 重点目標

- 住宅防火対策の推進
- 放火火災防止対策の推進
- 特定防火対象物などにおける防火安全対策の徹底
- 製品火災の発生防止に向けた取り組みの推進
- 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導などの徹底
- 林野火災予防対策の推進

## 住宅防火

- のちを守る7つのポイント(3つの習慣・4つの対策)
- 3つの習慣
  - 寝たばこは、絶対やめる。
  - ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
  - ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 4つの対策
  - 逃げ遅れを防ぐために、住

住宅火災警報器を設置する。

- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制を作る。

## 初期活動の3原則

- その1 早く知らせる
  - 小さな火だと思っても「火事だ」と大声を出し、隣近所に援助を求めろ。声が出なければ、やかんなどをたたき、異変を知らせる。
  - 小さな火でも119番に通報する。当事者は消火にあたり、近くの人に通報を頼む。
- その2 早く消火する
  - 火災予防広報のぼりの設置、ポスターの掲示および消防車による火災予防広報などを行います。
  - 立入検査 消防本部・署は、火災が発生しやすい時季を迎え、

火災の発生防止、火災による死者および財産の損失を防ぐことを目的とし、市内で多くの人が出入りする建物(一般住宅を除く)や危険物を取り扱っている会社の立入検査を行います。

○消防団出動訓練  
市内全域の消防団が参加して消防訓練を行います。出動訓練では、午前8時にサイレンを鳴らしますが、火災ではありません。

とき 3月1日(日)  
ところ 大竹市内  
○消防署員・女性消防団員による防火指導  
消防署員または女性消防団員が一人暮らしの高齢者宅に防火指導に伺います。

平成24年から平成26年の火災件数

	H26年	H25年	H24年
建物	6	4	7
林野	1	0	2
車両	0	1	2
その他	6	4	4
合計	13	9	15

## 最新ポンプ付消防車の配備

問い合わせ 消防課 ☎7708  
大竹市消防団に、総務省消防庁から救助資機材搭載型小型動力ポンプ積載車が、無償貸付されました。この消防車には、救急・救助資機材が積載されており、消火活動のみならず、救助活動に対しても、消防団の活躍が期待されます。



## 災害情報のお知らせ

消防署では、災害情報を自動音声テープでお知らせしています。(救急を除く)  
☎00001  
(平成26年版消防白書より)

## 住宅火災について

平成25年中の住宅火災による死者数は、1,278人(放火自殺者など除く)ですが、その内670人、約5割が逃げ遅れです。火災時の煙は、思いのほか早く広がり、逃げる方向を見失ってしまうおそれがあります。いち早く対処するためにも、早期発見が大切です。

住宅用火災警報器を設置しましょう

消防法令で全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。大切な家族の命や財産を守るために、必ず設置してください。

住宅用火災警報器の維持管理のポイント

○定期的にお手入れしましょう。  
住宅用火災警報器はほこりが入ると誤作動を起こす場合があります。乾いた布でふき取るなど定期的に掃除しましょう。

○作動確認をしましょう。  
ボタンを押したり、ひもを引いて行えます。また電池式のものには、電池切れの際、「ピッピッ…」と短い音が一定の間隔で鳴りますので、新しい電池に交換するなど適正に管理してください。

## 生活にお困りの方の経済的な自立を支援します

(大竹市生活困窮者自立支援事業) 問い合わせ 社会健康課 ☎2152

市では、生活困窮者自立支援法が4月1日から施行されることに伴い、経済的にお困りの方に対し、一人一人の抱える課題を解決し、生活の安定と自立を目指すための相談支援事業を社会福祉協議会へ事業委託し、同協議会で相談窓口を開設します。生活や仕事に不安を抱えている方は、ご相談ください。

対象 市内在住の方で、日常生活に不安や心配を抱えたり、経済的にお困りの方など(※ 生活保護受給者は対象外)

- 【例】
- 経済的な問題などで生活にお困りの方
  - いわゆる引きこもり状態にある、または引きこもり状態にあった方
  - ニートの方
  - 長期間失業状態が続いている方
  - これまで就労した経験がない方

支援の内容 本人が抱えるさまざまな課題を把握し、支援計画を作成します。支援計画に基づき、生活の安定に向けた自立支援を実施します。なお、支援は、現金給付ではなく、自立に向けた人的支援の提供が基本です。

相談窓口 社会福祉協議会内 ☎2211

## 就学援助制度があります

問い合わせ 総務学事課 ☎2185

経済的な理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品や給食などの費用を援助する制度があります。

- 対象
- ①生活保護が停止、または廃止
  - ②市民税が非課税または減免、個人事業税の減免、固定資産税の減免(家屋新築による減額ではありません)
  - ③国民年金の掛金が免除
  - ④国民健康保険料の減免または徴収猶予
  - ⑤児童扶養手当の支給(児童手当ではありません)
  - ⑥生活福祉資金の貸し付けを受けている
  - ⑦雇用保険の失業給付を受けている
  - ⑧経済的に就学が困難
- ※ ⑧は、生活保護法に準じて計算した収入認定額が需要額の1・2倍未満が対象となります。

援助費項目 認定されれば、次の項目が援助費として支給されます。

- 学用品費など** 学習に直接必要なもの
  - 校外活動費** 参加するために直接必要な見学料、交通費など
  - 新入学学用品費など** 新入学に要するもの
  - 修学旅行費** 修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費など
  - 給食費** 学校給食費
  - 医療費** 学校において治療の指示を受けた場合、その治療に要する医療費
- 詳しくは、総務学事課、または各小・中学校、お近くの民生・児童委員にご相談ください。